

# 報告

津島雄二

## 元厚生大臣・衆議院議員に陳情

常任理事 直江 寿一郎

去る5月19日、折しも来札された津島議員に対し、別記の陳情を行った。

当日は、長瀬会長、三宅副会長、橋本常任理事と小職が出席。長瀬会長から陳情書を手交し、「地域医療の確保」については小職から、「控除対象外消費税の解消」については橋本常任理事からそれぞれ説明を行い、参考資料として日医作成の“財政制度審議会における議論への反論”“社会保障財源の検討—経済財政改革の基本方針2008に向けて”をお渡しした。

津島議員からは、地域医療が大変な状況にあることは十分に認識している。また消費税については、現在自民党税制調査会会長であることから理解を示され、今後、所要の対応をしていくと力強い発言

があった。

この陳情会は、今津寛衆議院議員の仲介で実現した。また吉川貴盛衆議院議員にも同席いただいた。両議員に深く感謝申し上げたい。

### 地域医療の確保について

世界に誇るわが国の医療制度は、今、危殆に瀕し、日本各地において地域医療が崩壊しつつあります。

これは長年にわたる医療費抑制策によるものであります。

憲法に定められている国民の健康を守り、地域医療提供体制を再構築するために、2006年に閣議決定された「社会保障費を毎年2,200億円、5年で1兆1,000億円を削減する」という方針を、何としても撤回していただきたく、また、社会保障費を先進諸国並みに増額くださいますようお願い申し上げます。

### 控除対象外消費税の解消について

社会保険診療に関わる消費税は非課税とされているため、医療機関が医療材料などを仕入れる場合にかかる消費税は、本来、最終消費者である患者さんが支払うべきところ、実際には医療機関が負担しております。

社会保険診療に対する消費税を非課税ではなく、課税による「ゼロ税率」の適用を本来は希望いたしますが、これは専門家に言わせると不可能に近いことですので、実現可能と思われる課税による「軽減税率」が適用となるよう、消費税法の改正を強く要望いたします。

平成20年5月19日

北海道医師会長 長瀬 清

## お知らせ

### 国民年金保険料の滞納について

#### ◇医業経営・福利厚生部◇

表題に関し、平成21年4月から健康保険法による保険医療機関の指定・更新を受ける場合に、開設者または管理者が国民年金保険料等の社会保険料を滞納している場合には欠格事由に該当し、指定・更新が受けられないことがあります。

また、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅介護支援事業者等の指定・更新の扱いも同様であります。

したがって、社会保険料の未納で滞納処分を受け、正当な理由がなく引き続き3カ月以上の全ての期間が未納の場合は、指定・更新の申請をしても受理されないことがありますので、ご注意ください。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 TEL 011-231-1434